

北海道教育委員会からのお知らせです。

「奨学のための給付金」申し込みを希望する方へ

【令和8年(2026年)度北海道公立高校生等奨学給付金申請のご案内】

1. 支給を受けるための要件（支給対象となる世帯）

令和8年(2026年)7月1日（基準日）に次の要件を全て満たしていること。

- ① 生徒が平成26年4月1日以降の入学者であり、基準日（令和8年(2026年)7月1日）に在学していること。
- ② 保護者（親権者）等が北海道内に住所を有していること。
※ 単身赴任等で保護者等の一方が他の都府県に在住しているとき、世帯の生活の本拠地が道内である場合は、北海道に申請ができます。
- ③ 生活保護受給世帯又は保護者（親権者）等全員の令和8年度(2026年度)分道府県民税及び市町村民税所得割額が下記「2. 支給額」の区分に該当する世帯であること。

※ 対象外であった世帯が、保護者等の失職等により収入が減少して家計が急変し、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が下記「2. 支給額」の区分に該当する世帯に相当する場合は、家計急変のリーフレットをご覧ください。

【注意】 次のいずれかに該当する場合は、**給付対象外**となります。

- 1 生徒が高等学校等就学支援金等（授業料の補助）の支給対象とならない場合。
- 2 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合。
- 3 海外赴任していた等により、保護者等全員の課税証明書が提出できない場合。
- 4 北海道が実施する「高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業」又は「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」による給付金の給付を受けている場合。
- 5 生徒が今年度全ての期間を休学する予定である場合。

2. 支給額（対象生徒一人当たりの年額）※就学支援金等新制度対象者の金額です。

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯のうち生業扶助（高等学校等修学費）が措置されている世帯	32,300 円	32,300 円	
非課税世帯	143,700 円	50,500 円	50,500 円
保護者等全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500 円未満である世帯	47,900 円	16,830 円	16,830 円
保護者等全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500 円以上182,500 円未満である世帯	35,930 円	12,630 円	
生計維持者全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500 円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯			12,630 円

- ・支給額は、認定基準日における世帯状況に基づき決定しますので、不明な点がございましたら裏面に記載のお問合せ先まで連絡してください。
- ・制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、1人当たり最大64,800円加算になります（生活保護世帯で高等学校等就学費が措置されている世帯を除く）。

※太枠太字部分は、本年度からの拡充となります。該当する世帯においては、申請漏れのないよう十分留意してください。

3. 申請方法

申請にあたっては、以下の「申請に必要な書類」を次の期日までに学校へ提出してください。

提出期限 1 学年(早期)：令和 8 年(2026 年) 9 月 4 日 (金)

提出期限 全学年(通常)：令和 8 年(2026 年) 9 月 18 日 (金)

【申請に必要な書類】

(1) 申請する方全員

- ・ 北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書（様式第 1－1 号）
- ・ 口座振込申出書（様式第 3 号）

(2) 次の①～③のいずれか

① 生活保護受給世帯の場合

- ・ 様式第 2 号（「生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」）
- ・ 生活保護受給証明書（生業扶助（高等学校等就学費）受給の有無の記載があるもの）

※ 上記のいずれか一方を提出してください。

② 道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯 又は、

生徒の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 182,500 円未満の世帯（専攻科は 105,500 円未満）

- ・ 保護者（親権者）等全員の「令和 8 年度(2026 年度)道民税・市町村民税課税（非課税）証明書」又は「令和 8 年度(2026 年度)道民税・市町村民税納税通知書」等

※ 申請書等作成時のお願い

- 添付資料のうち「道民税・市町村民税納税通知書」をコピーする際は、印刷する面が途中で切れないようコピーしてください。
また、印刷された面の文字がはっきり読み取れるよう、コピーをしてください。
- 申請書や口座振込申出書に記入する際は、ボールペン等で丁寧に記入してください。「えんぴつ」や「インクが消えるボールペン」は使用しないでください。
- 認定基準日（令和 8 年(2026 年) 7 月 1 日）以降に転学した場合、基準日現在に在学していた学校に申請書等を提出してください。

4. 支給方法

審査により支給が決定された場合、給付金は申請者の指定する口座へ一括で振り込みます。

5. その他

- 1 申請書の作成にあたっては、別添の「記入例」を参考にしてください。
- 2 申請書の別紙「留意事項」についても、必ずお読みください。
- 3 代理受領（給付金の一部を学校に直接支払い、学校諸費等に充てるもの）を希望される場合は、学校の事務室までお問い合わせください。

「奨学のための給付金」に関するお問合せ先

北海道釧路江南高等学校 事務室（電話 0154-22-2760）
北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室・教育支援課教育支援係
（電話 0154-43-9281）

高校生等奨学給付金制度について 《家計急変世帯が対象になります》

～令和8年(2026年)度北海道公立高校生等奨学給付金（家計急変）～

【制度の概要】

授業料以外の教育費（教材費、教科書費、通信費、学用品費等）負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯及び中所得世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

対象外であった世帯が、保護者等の失職等により収入が減少して家計が急変し、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である世帯、専攻科に通う生徒にあっては、道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が105,500円未満である世帯又は264,500円未満の多子世帯に相当する場合に、支給の対象となります。

対象となる世帯（次の全ての項目に該当する世帯）

- ・基準日に保護者（親権者）が北海道内に住所を有していること。
* 保護者の方が北海道以外に在住の場合は、お住まいの都府県にお尋ねください。
- ・基準日に高校生等が在学していること。
- ・家計急変による経済的理由から、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が下記給付金額欄の区分に相当すると認められること。
* 生活保護世帯の場合は従来の奨学給付金の申請を行ってください。

◇基準日とは・・・7月1日以前：令和7年7月1日
7月2日以降：申請した月の翌月1日

給付金額（生徒1人あたりの支給額）※就学支援金等新制度対象者の金額です。

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯	143,700円	50,500円	50,500円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯	47,900円	16,830円	16,830円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満である世帯	35,930円	12,630円	
生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯			12,630円

年収見込基準額（非課税相当の世帯の例）

世帯構成	年収見込額
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満

※7月1日現在の状況により給付を受けた者が、7月2日以降に家計が急変し、より高い給付額の世帯となった場合は、家計急変による申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を追加で給付することができます。

申請書類（添付書類）

- ・北海道公立高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（様式第1-3号）
*各学校の事務室で配布していますので、**配布希望者は学校事務室に申し出てください。**
道教委のホームページからもダウンロード可能です。
(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/kakeikyuhen.htm>) ※8月上旬掲載予定
- ・口座振込申出書（様式第3号）
- ・保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
*離職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等
- ・家計急変前及び急変後の収入を証明する書類
- ・生徒の国籍を確認できる書類（道内の学校に在学する生徒については、就学支援金等の受給資格認定通知（支給額通知）等。道外の場合は、住民票の写し（原本）等。

【家計急変前】課税証明書等

【家計急変後】会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類等

・保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類

*有効期限内の健康保険証の写し等（扶養親族全員分）、課税証明書（扶養親族全員が記載されているものに限る）等

提出期日

- ・7月1日以前に家計急変した場合⇒・令和8年9月18日までに提出してください。
・新入生で早期給付を希望の場合は、令和8年9月4日までに提出してください。
- ・7月2日以降に家計急変した場合⇒ 随時提出してください。

* 申請に必要な証明書などの取得に時間を要し提出期日に間に合わない場合は、柔軟に対応しますので学校の事務担当者にお問い合わせください。

お問合せ先

《道立高等学校等の場合》

在学する高等学校の事務室（釧路江南高等学校：0154-22-2760）か
管轄の教育局までお問い合わせください。

学校所在地	お問合せ先	電話番号	学校所在地	お問合せ先	電話番号
空知	空知教育局 教育支援課	0126-20-0135	上川	上川教育局 道立学校運営支援室	0166-46-4943
石狩	石狩教育局 道立学校運営支援室	011-204-5911	留萌	留萌教育局 教育支援課	0164-42-8095
後志	後志教育局 道立学校運営支援室	0136-23-1977	宗谷	宗谷教育局 道立学校運営支援室	0162-33-3738
胆振	胆振教育局 教育支援課	0143-24-9892	オホーツク	オホーツク教育局 道立学校運営支援室	0152-67-5628
日高	日高教育局 道立学校運営支援室	0146-22-9485	十勝	十勝教育局 教育支援課	0155-26-9244
渡島	渡島教育局 道立学校運営支援室	0138-47-9581	釧路	釧路教育局 教育支援課	0154-43-9281
檜山	檜山教育局 道立学校運営支援室	0139-52-6529	根室	根室教育局 道立学校運営支援室	0153-24-5829

《保護者等が道外に在住している場合》

居住している都府県に申請することとなります。都府県により支給方法等が異なりますので、都府県のホームページや教育委員会に確認し、申請者が直接申請を行ってください。